

項目	条項	基準の概要								
園児1人あたりの必要面積	[条例] 第4条 【市基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室の面積 0歳、1歳 1人につき 4.95 m²以上 ・保育室及び遊戯室の面積 2歳以上 1人につき 3.0 m²以上 ・屋外遊戯場の面積 2歳以上 1人につき 3.3 m²以上 								
	[条例] 附則第3項 【県基準】	<p>当分の間、条例第4条にかかわらず、次の基準によることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室の面積 0歳、1歳 1人につき 3.3 m²以上 ・保育室又は遊戯室の面積 2歳以上 1人につき 1.98 m²以上 								
職員の人数	[府令] 第33条	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の人数 <table> <tr> <td>0歳 おおむね 3人につき 1人以上</td> </tr> <tr> <td>1歳、2歳 おおむね 6人につき 1人以上</td> </tr> <tr> <td>3歳 おおむね 20人につき 1人以上</td> </tr> <tr> <td>4歳以上 おおむね 30人につき 1人以上</td> </tr> </table> ただし、常時2人を下回ることはできない。 <p>《配置基準上の必要保育士数の計算方法》</p> $\left. \begin{array}{l} (4\text{歳以上児数} \times 1/30) \\ (3\text{歳児数} \times 1/20) \\ (1\text{、}2\text{歳児数} \times 1/6) \\ (\text{乳児数} \times 1/3) \end{array} \right\} \text{必要従事者数}$ <p>(小数点第1位を四捨五入)</p> <p>※年齢別の各区分を小数点第1位まで求めた後（小数点第2位以下切捨て）、各年齢区分を合算し、小数点第1位を四捨五入する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>令和6年4月から3歳及び4歳以上の職員配置基準について、基準府令の改正が予定されている。（ただし、一定の経過措置が設けられる予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳 <table> <tr> <td>改正前 おおむね 20人につき 1人以上</td> </tr> <tr> <td>改正後 おおむね 15人につき 1人以上</td> </tr> </table> ・4歳以上 <table> <tr> <td>改正前 おおむね 30人につき 1人以上</td> </tr> <tr> <td>改正後 おおむね 25人につき 1人以上</td> </tr> </table> </div>	0歳 おおむね 3人につき 1人以上	1歳、2歳 おおむね 6人につき 1人以上	3歳 おおむね 20人につき 1人以上	4歳以上 おおむね 30人につき 1人以上	改正前 おおむね 20人につき 1人以上	改正後 おおむね 15人につき 1人以上	改正前 おおむね 30人につき 1人以上	改正後 おおむね 25人につき 1人以上
0歳 おおむね 3人につき 1人以上										
1歳、2歳 おおむね 6人につき 1人以上										
3歳 おおむね 20人につき 1人以上										
4歳以上 おおむね 30人につき 1人以上										
改正前 おおむね 20人につき 1人以上										
改正後 おおむね 15人につき 1人以上										
改正前 おおむね 30人につき 1人以上										
改正後 おおむね 25人につき 1人以上										

※ 条例…「船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

※ 府令…条例第3条においてその例によることとされる「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」

項目	条項	基準の概要										
園児1人あたりの必要面積	[府令] 第28条	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室の面積 0歳、1歳 1人につき 3.3 m²以上 ・保育室及び遊戯室の面積 2歳以上 1人につき 1.98 m²以上 ・屋外遊戯場の面積 2歳以上 1人につき 3.3 m²以上 										
職員の人数	[府令] 第29条	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の人数 <ul style="list-style-type: none"> 0歳 おおむね 3人につき 1人以上 1歳、2歳 おおむね 6人につき 1人以上 3歳 おおむね 20人につき 1人以上 4歳以上 おおむね 30人につき 1人以上 <p>『配置基準上の必要保育士数の計算方法』</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(4歳以上児数 × 1/30)</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; font-size: 2em;">}</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; font-size: 1.5em;">必要従事者数</td> </tr> <tr> <td>(3歳児数 × 1/20)</td> </tr> <tr> <td>(1、2歳児数 × 1/6)</td> </tr> <tr> <td>(乳児数 × 1/3)</td> </tr> </table> <p>(小数点第1位を四捨五入)</p> <p>※年齢別の各区分を小数点第1位まで求めた後（小数点第2位以下切捨て）、各年齢区分を合算し、小数点第1位を四捨五入する。</p> <p>上記の計算に加えて、1人を加えた数とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>令和6年4月から3歳及び4歳以上の職員配置基準について、 基準府令の改正が予定されている。（ただし、一定の経過措置 が設けられる予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>改正前 おおむね 20人につき 1人以上</td> </tr> <tr> <td>改正後 おおむね 15人につき 1人以上</td> </tr> </table> ・4歳以上 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>改正前 おおむね 30人につき 1人以上</td> </tr> <tr> <td>改正後 おおむね 25人につき 1人以上</td> </tr> </table> </div>	(4歳以上児数 × 1/30)	}	必要従事者数	(3歳児数 × 1/20)	(1、2歳児数 × 1/6)	(乳児数 × 1/3)	改正前 おおむね 20人につき 1人以上	改正後 おおむね 15人につき 1人以上	改正前 おおむね 30人につき 1人以上	改正後 おおむね 25人につき 1人以上
(4歳以上児数 × 1/30)	}	必要従事者数										
(3歳児数 × 1/20)												
(1、2歳児数 × 1/6)												
(乳児数 × 1/3)												
改正前 おおむね 20人につき 1人以上												
改正後 おおむね 15人につき 1人以上												
改正前 おおむね 30人につき 1人以上												
改正後 おおむね 25人につき 1人以上												

※ 条例…「船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」

※ 府令…条例第3条においてその例によることとされる「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」